

すでに使用できなくなっている、旧東海銀行で発行された通帳が附帯している預金については、既存規定によるほか、以下の無通帳預金規定（以下、「本規定」といいます。）により取り扱います。なお、既存規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

無通帳預金規定

1.無通帳預金

- (1) 当行の合併その他の組織再編に伴うシステムの変更その他のシステム上の事由により発行済みの通帳をご利用いただけない預金を無通帳預金とします。
- (2) 無通帳預金の通帳は無効となり、通帳を使用したお取引はできません。無効となった当該通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。無効となった通帳の盗難に気付いた場合は、すみやかに当行に届出てください。
- (3) 無通帳預金は、当行所定の手続により通帳を発行する方式に変更いただけるものとします。この場合には、本規定は適用されないものとします。

2.取扱店の範囲

- (1) 無通帳預金においては、原則、「現金自動預入払出兼用機（以下、「預入払出機」といいます。）」のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただくことが可能です。
- (2) この預金は、口座開設店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しいただけます。

3.預金の受入れ

無通帳預金口座に現金、手形、小切手等による入金を店頭で行うときは、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。

4.預金の払戻し

- (1) 店頭で無通帳預金の払戻しを受けるときは、当行所定の払戻請求書に記名して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出した上で暗証番号を入力してください。暗証番号は当行店頭に備え付けの機器へお客さまご自身で入力してください。
- (2) 前項の手続きに加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5.預金の解約

- (1) 無通帳預金口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証）により記名押印（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入）して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。
- (2) 前項の手続きに加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

6.規定の変更等

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018年3月26日現在)